久喜小学校いじめ防止基本方針

久慈市立久喜小学校　　2018.2.1 改訂

Ⅰ　いじめ防止等のための基本的な考え方

１　いじめの定義（「いじめ防止対策推進法第２条」を参照）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※１）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛（※２）を感じているものをいう。

※１　「物理的な影響」とは身体的な影響のほか金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情調査を行い、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。 ※２　例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったが、すぐに謝罪し良好な関係を再構築した場合は「いじめ」という言葉を使わずに指導する対処もできる。しかし、その場合も法が定義する「いじめ」に該当するため、情報共有することは必要である。

２　いじめの問題に対する基本的な考え方

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、児童が安心して学校生活を送ることができるよう学校や家庭、地域が一体となっていじめの防止に取り組んでいかなければならない。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように継続的な児童観察、児童理解を深めていかなければならない。

以上の基本的な考え方を受けて、本校では、学校教育目標に掲げる「心豊かで思いやりのある子」の育成を通していじめを生まない環境を築くことに努力するとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

３　いじめの基本認識

□　いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。

□　いじめは人間関係のトラブルまたは集団内における権力的な上下関係を機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な観察及び調査並びに指導と支援が必要である。

□　いじめは教師の児童観や指導の在り方ばかりではなく、学校全体の指導に関する共通理解のあり方と（学校として出来うる限りの最大の）チェック機能が問われる問題である。

□　いじめは家庭教育や社会の在り方に大きな関わりをもっている。

□　いじめは学校、家庭、地域社会及び社会全体のすべての関係当事者がそれぞれの課題

を認識し、役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

□ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

4　人間関係づくりの場としての学校

いじめをなくすために、いじめという行為に目を向け対応することだけが学校に求められていることではない。学習指導要領には以下のように述べている。

> 小学校学習指導要領：第１章総則
> 第４「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」
> ２（３）「日ごろから学級経営の充実を図り、教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童理解を深め、生徒指導の充実を図ること」

つまり、いじめ対応を含んだ、「好ましい人間関係」を育てることが学校に求められている。

「好ましい人間関係」を育てるとは

①　子どもは、はじめから上手な「人間関係づくり」ができるわけではない。

②　子どもは、年齢や発達段階に応じた「人間関係づくり」の方法と態度を学んでいかなければならない。

③　子ども、教師、保護者は、学校が「人間関係づくりの練習の場」であることをお互いが理解する必要がある。

人間関係づくりには、「人に対して悪いことをしないようにする」ということだけでなく「トラブルがあった時に、自分で解決できるようにする」ということも含まれる。「人間関係の中では必ずいじめがある」と考えるのではなく「人が集まれば必ずトラブルはある。でもいじめは許されない」という考えを基本として、トラブルを早めに発見し、それがいじめのレベルにあるときはすぐに制止することに留意しながら、将来に向けて「人間関係づくり」の基礎を育てていく。

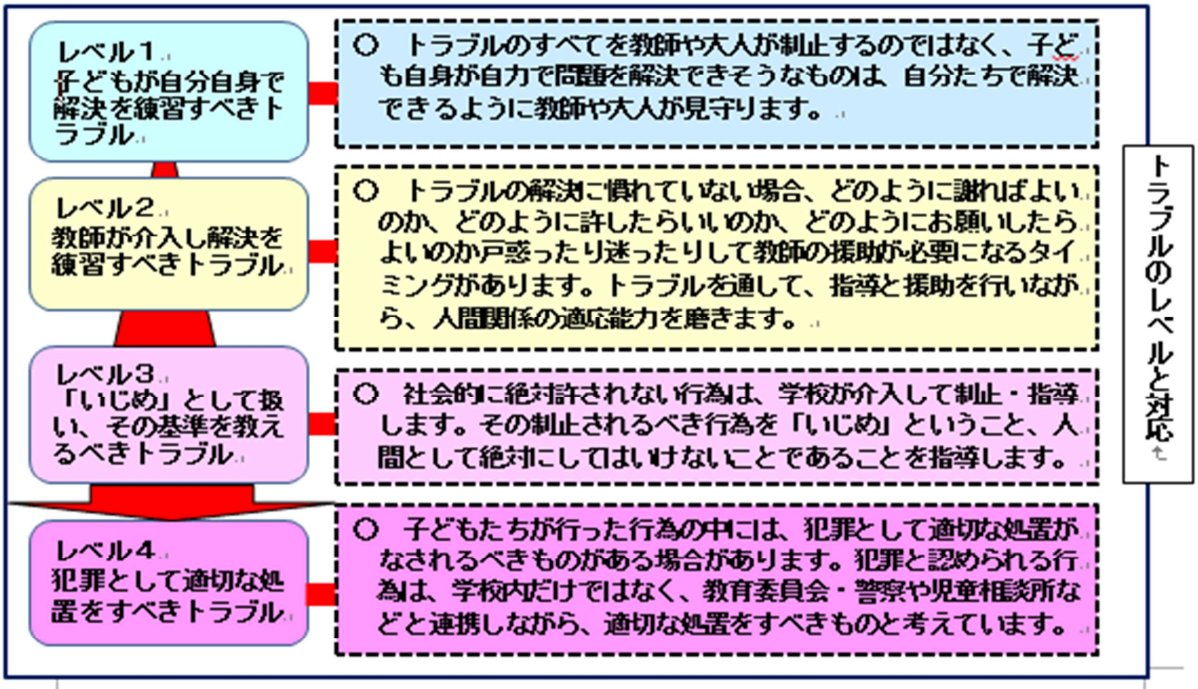

※参考資料：いわて「いじめ問題」防止・対応マニュアル　（岩手県立総合教育センター　2015. 5　発行）

１　指導について

（１）担任及び教職員は、学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。

（２）担任及び教職員は、集団内での所属意識や自信を持った行動を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。

（３）担任及び教職員は、わかりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。

（４）児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

（５）いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。

（６）保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

２　いじめ防止対策委員会

本校では、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う中核的な組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

（１）構成

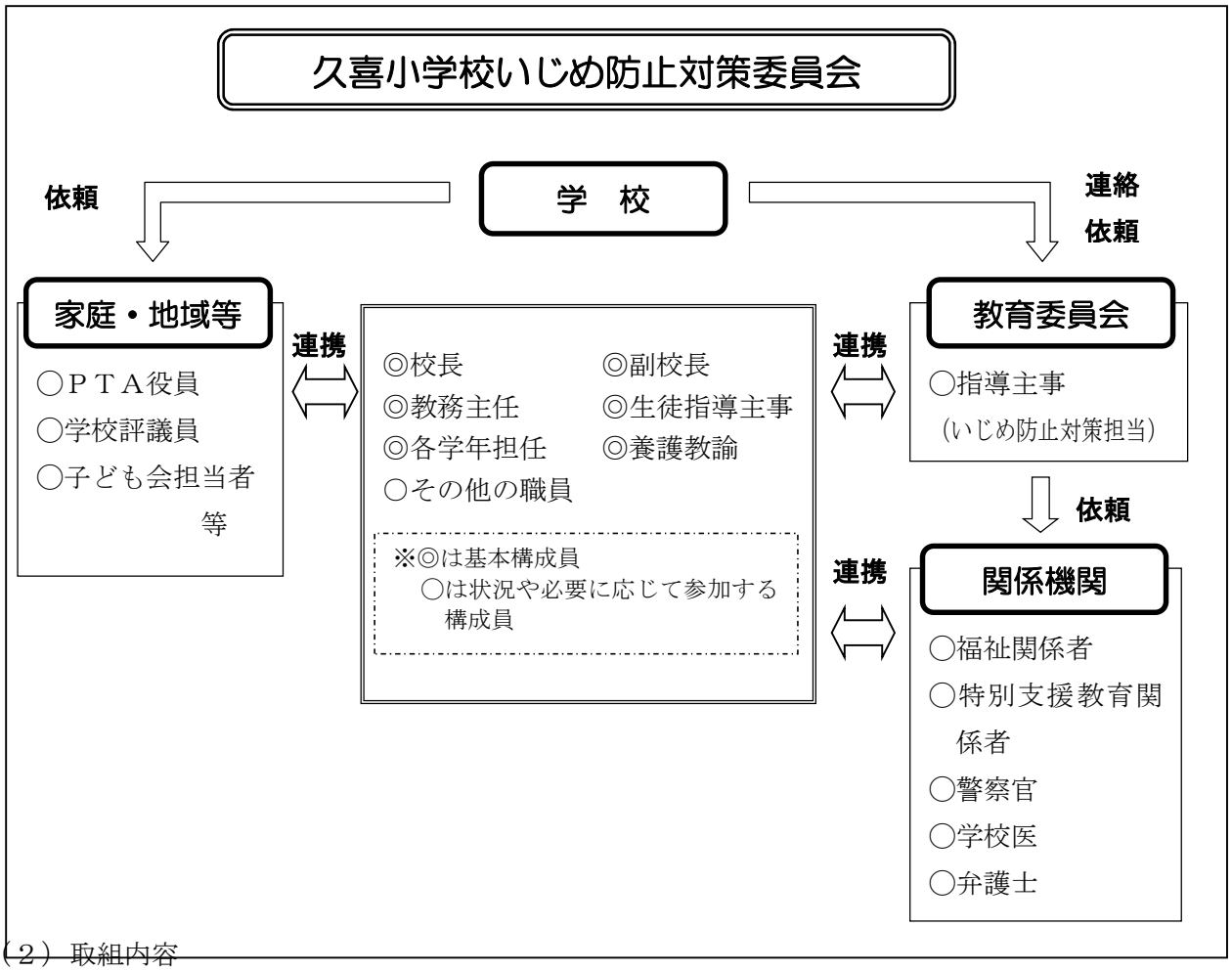

（２）取組内容

①いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成
②いじめにかかわる研修会の企画立案
③未然防止、早期発見の取組（定例職員会議での状況交流）
④アンケート及び教育相談の実施と結果報告（年３回　５月、９月、２月実施）
⑤いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進
⑥いじめ事案の収束及び解決状況の把握と確認
※被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくても３ヶ月を目安とする期間が経過した段階で判断する。また、被害児童及びその保護者が心身の苦痛を感じていないか面談等により確認する。

（３）開催時期
各学期１回（または年３回）を定例会とする（各学期の最初の職員会議を定例委員会とする）。
なお、いじめ（いじめの疑いも含む）事案の発生時は臨時開催し、事態の収束まで随時開催とする。

３　児童に培う力とその取組

（１）自分も他人も共にかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
（２）道徳科の時間を要に学校行事や体験活動、学級活動並びに児童会活動など学校教育活動全体を通して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
（３）学級や学校の諸問題について話し合って解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力や行動力の育成を図る。
（４）「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等をとおして、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

４　児童の主体的な取組

（１）あいさつ運動の日常的な取組を進める。
（２）児童会行事に好ましい人間関係づくりをねらいとした文言を盛り込む。
（３）学級会、代表委員会などで、人間関係や遊びなどのトラブルについて、堂々と話し合える雰囲気を作っていく。
（４）縦割り班活動等を通して、学年を越えておかしいものには「おかしい」、いやなことや間違ったことには「だめ」といえる環境や校風を創っていく。
（５）「いじめ、いじめにつながる言葉と行動　しない・させない・**みのがさない**久喜っ子宣言」として、「とげとげ言葉」「とげのある目」「とげのある態度」をしない啓発運動を展開する。

５　家庭・地域との連携

（１）学校いじめ防止基本方針（改訂版）を、ホームページに掲載するとともに保護者・地域には概要版を配付する。
（２）ＰＴＡの各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。

（３）いじめ防止基本方針に対する学級の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
（４）授業参観を定期的に実施し、児童の学習の様子を保護者や地域住民に公開する。
（５）いじめ防止対策委員会で必要と判断した場合、保護者を対象としたアンケート調査を実施する。(原則　年１回　９月に実施)
（６）いじめの問題についての保護者の意見を紹介する。

６　教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。
（１）「いじめ防止基本方針」に係る理論研修　年２回（４月といじめ防止対策研修会後に伝講）
（２）いじめの有無とそれにかかる情報交流及び指導に関する研修　年３回
（アンケート結果報告と併せて実施）

Ⅲ　いじめ早期発見のための取組

１　いじめの早期発見のために

（１）いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くように心がける。
（２）日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。（学級担任は、日記や作文ノート等も活用する）
（３）いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、委員会や縦割り班活動や休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。
（４）遊びやふざけあいのように見えるいじめ、清掃などで活動のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。
（５）いじめの兆候に気づいたときは、教職員が連携し、速やかに予防的介入を行う。
（６）家庭・地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
（７）いじめに係る情報を抱え込み、久喜小学校いじめ防止対策委員会に報告を行わないことは、コンプライアンスに反することを全職員で確認する。（独自の判断だけで児童への指導や保護者への連絡行わないこと）
（８）「いじめ」または「いじめに準じた」事案（いじわる・けんか・悪ふざけ等）が発生した場合には、個別の「生徒指導カード」へ適切に記録しておく。

２　いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため､児童からの情報収集を定期的に行う｡アンケートの名称は｢くきっこせいかつアンケート」とする。
（１）児童を対象としたアンケート調査　　年３回（５月、９月、２月）
（２）教育相談を通じた児童からの聞き取り調査　　年３回（５月、９月、２月）
（３）いじめ対策委員会で必要と判断した場合、保護者を対象としたアンケート調査を実施することとする。(原則年１回　９月　　いじめ事案発生時には適時)

３　相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、教職員全員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

【本校におけるいじめの相談窓口】

◎日常のいじめ相談（児童及び保護者）・・・・・教職員全員

◎スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・・養護教諭・教育相談担当

◎地域からのいじめ相談・・・・・・・・・・・・・副校長、生徒指導担当

【各種関係機関相談窓口】

〇久慈市ふれあい電話　　久慈市教育委員会・・・・・・・・・0194-52-2155

あすなろ塾・・・・・・・・・・・・・0194-53-2610

〇岩手県立総合教育センター　ふれあい電話・・・・・・・・・・0198-27-2331

〇岩手県教育委員会いじめ相談電話・・・・・・・・・・・・・・・019-623-7830

メール相談アドレス・・・・・・・・・・・・・fureai@pref.iwate.jp

〇全国共通２４時間いじめ相談ダイヤル・・・・・・・・・・・・0570-078310

〇自殺予防いのちの電話・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0120-738-556

〇子どもの人権ホットライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・0120-007-110

〇久慈警察署生活安全課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0194-53-0110

Ⅳ　いじめの問題に対する早期対応

１　いじめに対する措置の基本的な考え方

（１）いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。（速やかに「久喜小学校いじめ防止対策委員会」へ報告する）

（２）いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。

（３）いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。

（４）教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

２　いじめを発見・通報を受けたときの具体的な対応

（１）いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。

（２）いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、校長以下すべての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。（独自の判断で狭い見地からの指導や保護者への連絡を行わないこと）

（３）いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。

（４）いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者へ

の助言を継続的に行う。

（５）いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

（６）いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。

（７）教育上必要があると認められるときには、学校教育法施行規則第２６条の規定に基づき、適切に児童に懲戒を加える。

３　いじめが起きた集団への対応

（１）いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。

（２）学級や児童会で話合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、学校内から根絶しようという態度を行き渡らせる。

（３）全ての児童が、集団の一員として、互いの人権を尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

４　警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、久慈市教育委員会及び久慈警察署と連携して対処する。

５　ネット上のいじめへの対応

（１）児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。また、インターネット上のいじめは刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを発達段階に応じて指導する。

（２）インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、職員全員でその詳細について確認し、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、久慈市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。

（３）児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに久慈警察署に通報し、適切な援助を求める。

（４）（いじめの発生するメディアが）パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭でのインターネットへの利用環境について、家庭の協力を得る。

Ⅴ　重大事態への対処

１　重大事態の定義

（１）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（２）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※なお、児童や保護者から上記の事態の訴えがあったときには重大事態ととらえるものである。

２　重大事態への対処

重大事態発生

〈重大事態例〉
○児童が自殺を企図した場合
○身体に重大な障害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合
○精神性の疾患を発症した場合
　以上４項目はいじめが原因と確認されなくても、重大事態として扱う
○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（年間３０日を目安。一定期間連続して欠席している場合）

↓ → 久慈市教育委員会へ報告

いじめ防止対策委員会の設置

◇構成員
【学校】　校長　副校長　教務主任　生徒指導主事　当該児童担任　養護教諭　等
【関係者等】　指導主事　心理関係者　福祉関係者　特別支援教育関係者
【保護者等】　ＰＴＡ役員　学校評議員　保護者代表者　地域代表者　等
※構成員については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第３者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

↓

◇調査の実施
○聞き取り　○アンケート等
児童及びその保護者に対して配慮と説明を行う。

↓

◇いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供
○調査によって明らかになった事実関係を説明する。
○個人情報に十分な配慮をして説明をする。
○保護者の要望を聞き取り、再調査及び分析等を必要に応じて行ったうえで情報提供をする。

↓

久慈市教育委員会への調査結果の報告
○いじめを受けた児童や保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童や保護者の所見を添えて報告する。

↓

調査結果を踏まえた必要な措置

Ⅵ　いじめ防止等のための年間計画

月	教職員・保護者	いじめ防止に関わる活動や行事	早期発見
4	**いじめ防止対策委員会【研修】** ・基本方針、活動計画 ・ＰＴＡ総会 **授業参観・学級懇談**	学級開き 児童総会、1年生を迎える会 児童会　あいさつ運動１ 学習習慣形成	家庭訪問
5	**家庭訪問** 職員会議での交流	運動会への取組 情報モラル授業	生活アンケート① 教育相談（随時）
6	**授業参観・学級懇談** **アンケート結果報告** **・情報交流**	磯観察、海岸清掃	**QU** 心理検査
7	情報モラル研修（保護者対象） **いじめ防止研修会**		まなび・育てフェスト評価①
8	研修会伝講		
9		児童会　あいさつ運動２ 情報モラル研修（保護者・児童対象）	**こころのサポート・結果の交流** 教育相談（随時）
10	アンケート結果報告 ・情報交流	学習発表会への取組	
11	**保護者アンケート**		生活アンケート②
12	**いじめ研修会２** ・情報共有		まなび・育てフェスト評価②
1		カルタ大会	学校評価アンケート（保護者）
2	**いじめ防止対策委員会** ・年度反省 **学校評議員会** ・意見交流 アンケート結果報告 ・情報交流	児童総会 6年生を送る会	生活アンケート③ 教育相談（随時）
3	・次年度計画作成		

◎事案発生時の対策委員会の緊急開催

Ⅶ　学校評価

１　学校評価

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を**学校評価の評価項目に位置付ける。**

□いじめが起きにくい環境づくりに努めることができたか

□いじめを許さない・見逃さない環境づくりに努めることができたか

□早期発見・事案対処のマニュアルに従い実行することができたか

□定期的・必要に応じたアンケート調査によって、事案の早期発見・早期対応が適切に図

られたか

□個別面談・保護者面談が適切かつ効果的に実施できたか

□校内研修が計画的に実施できたか

□事案の収束状況を適切に見取るとともに再発防止に努めることができたか。

２　取組の検証と評価

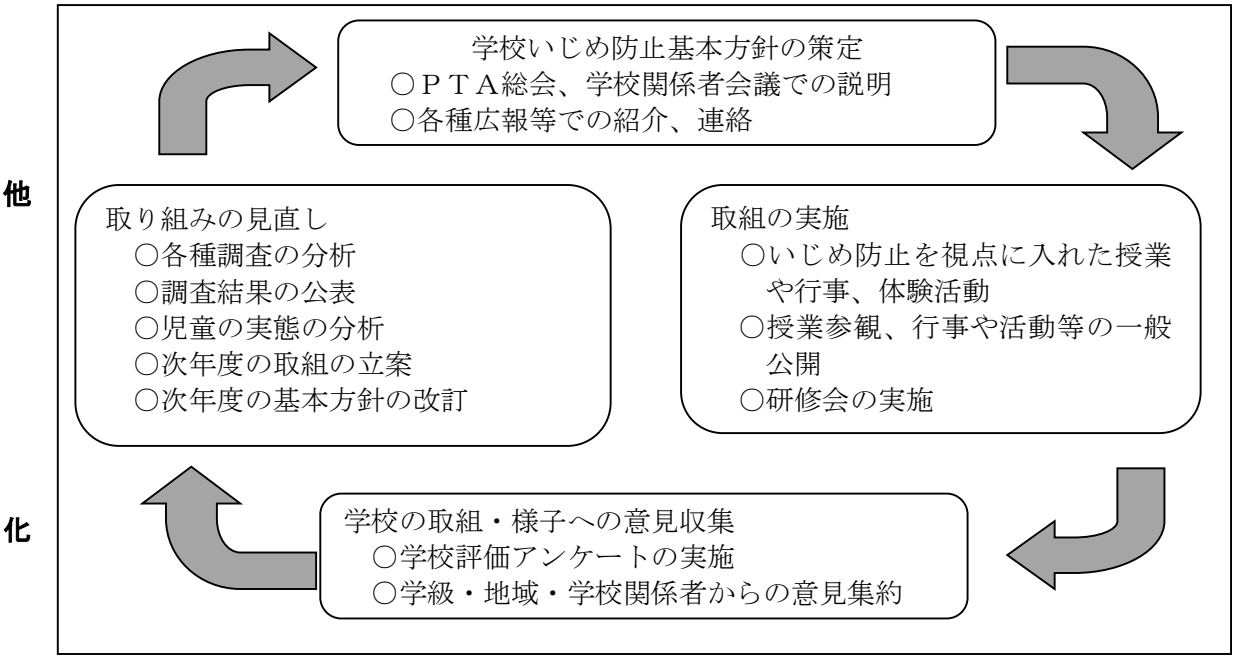

Ⅷ　その他

１　校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を整える。

２　地域や家庭との連携

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。

また、より多くの大人たちが児童の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。